

参考資料 1

むつ市水道事業の推移

項 目	年 度					
	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
給水区域内人口(人)	63,529	62,854	62,105	61,885	63,785	63,403
給水人口(人)	59,462	58,787	58,038	57,983	59,883	59,501
給水戸数(戸)	23,833	23,870	23,696	23,896	24,792	24,891
水道普及率(%)	93.60	93.53	93.45	93.69	93.88	93.85
年間総配水量(m ³)	7,254,393	6,983,286	7,015,904	6,831,299	7,122,767	7,300,637
年間総有収水量(m ³)	6,059,788	5,832,042	5,861,992	5,708,860	5,935,821	6,060,510
1日最大配水量(m ³)	24,762	24,499	23,937	23,199	24,830	24,687
1日平均配水量(m ³)	19,875	19,132	19,169	18,716	19,514	20,002
1人1日最大給水量(ℓ)	416	417	412	400	415	415
1人1日平均給水量(ℓ)	334	325	330	323	326	336
有収率(%)	83.51	83.51	83.55	83.57	83.34	83.01
導送配水管延長(m)	449,040	455,019	456,164	444,699	444,636	445,895
職員数(人)	38	39	39	38	36	36
負荷率(%)	80.26	78.09	80.08	80.68	78.59	81.02
供給単価(円)	228.84	232.14	229.56	231.13	231.90	232.61
給水原価(円)	241.52	249.16	246.19	251.29	244.39	236.48
					脇野沢統合	

参考資料2

計画の取組経過

○ 施策内容1 安心で安定した水の供給

区分	従 前 計 画			方向性	中 間 見 直 し 改 訂		
	主要施策	アクションプラン	主 な 経 過		主 要 施 策	ア ク シ ョ ン プ ラ ン	
施策 1 安心 で 安定 した 水 の 供 給	水源の保全	水源地域の環境保全とPR	H22.10 上水道管理センター構内へ植樹 水道週間等を利用した啓発活動	継続	水源の保全	水源地域の環境保全とPR	継続
	水質の安定	水源の新規開発	H20.5 川内地区水源開発調査業務の実施 地下水を断念 水源を八木沢川に決定する	H20 事業完了	水質の安定		
		赤水防止対策の強化		継続		赤水防止対策の強化	継続
		直結給水の実施促進	定期的に水道だより等で啓発	継続		直結給水の実施促進	継続
	老朽施設・設備の更新	川内地区浄水施設の更新(統合)	H22.3 水道事業経営統合県認可 H22.10 水道事業統合経営 簡易水道統合整備事業の国庫補助事業の要望 H23.9 川内浄水場(取水施設)建設工事発注	継続	老朽施設・設備の更新	川内地区浄水施設の更新(統合)	継続
		電気・機械整備の計画的更新	H23.8 田名部第2取水場改修工事発注 ※ 集中監視装置改良事業 H26-28年度、大畑簡水H31年度、大畑地区電気設備改良事業 H27-28年度予定	発電設備の新規設置及び更新計画を追加し継続		電気、機械設備の計画的更新	継続
		老朽管の更新	川内地区上水道 H22.23年度発注済 H24年度完了予定 ※ 川内簡水、大畑地区、脇野沢地区 H24-31年度予定 むつ地区水管橋 H26-28年度予定	むつ地区、大畑地区、脇野沢地区について継続		老朽管の更新	継続
						非常用発電機の新設及び更新	新規
	管路の耐震化	川内、大畑地区の耐震管への布設替え	老朽管の更新事業により耐震化を実施	老朽管の更新事業等継続	施設の耐震化	川内、大畑地区の耐震管への布設替え	継続(見直し)
						施設耐震化の促進	新規
給水拠点の整備・増設	配水池緊急遮断弁の設置	大畑地区緊急遮断弁設置事業 H26年度予定	遮断弁設置箇所の追加により継続	給水拠点の整備・増設	配水池緊急遮断弁の設置	継続(見直し)	
	緊急貯水槽の設置	緊急貯水槽設置事業 H30年度予定	事業年度の前倒しにより継続		緊急貯水槽の設置	継続(見直し)	
復旧体制の確立	応急復旧資材の確保		応急復旧資材の購入等継続	復旧体制の確立	応急復旧用資材の確保	継続	
	応急給水設備の整備	H22.6 給水タンク車(3t車)購入	給水用資器材の購入等継続		応急給水設備の整備	継続	
	応急対策マニュアルの策定	※地震・風水害・新型インフルエンザ・施設事故等災害対策マニュアルの原案作成	検討委員会を立上げ継続		応急対策マニュアルの作成	継続	
	GIS(地理情報システム)を活用した水道管路システムの導入	H22.10 水道管路管理システム構築業務委託	H24.6 事業完了予定		GIS(地理情報システム)を活用した水道管路システムの導入	H24.6 事業完了予定	

○ 施策内容2 経営の安定化

区分	従 前 計 画			➡	中 間 見 直 し 改 訂		
	主要施策	アクションプラン	主 な 経 過		方 向 性	主 要 施 策	ア ク シ ョ ン プ ラ ン
施策2 経営 の 安 定 化	収益状況の改善	水道料金等の統一	H21.12 料金統一関係議会議決 H22.4 条例施行・加入金廃止・料金、手数料等の統一	完了（料金はH28.4まで経過措置）	収益状況の改善	水道料金の統一化	H22.4 事業完了
		水道料金等の改定		継続（H28.4以降の取扱い検討）		水道料金の改定	継続
						普及率の向上	新規
	財政基盤の確立	重要事業への重点的投資の実施	簡易水道統合整備事業・上水道整備事業計画の策定（平成23年～平成31年度）、簡易水道統合整備事業の国庫補助採択	継続	財政基盤の確立	重要事業への重点的投資の実施	継続
事務事業の効率化	料金調定システムの更新とアウトソーシング（外部委託）	検針事務・水道料金等収納事務業務委託の継続 給水装置等に係る業務委託の継続 水質検査、施設点検等に係る業務委託の継続 H23.10 コンビニ収納の実施		継続	事務事業の効率化	料金システムの更新とアウトソーシング	継続
		組織の活性化の確立	H21.4 浄水課、工務課を統合し施設課とする。 H23.4 下水道課を下水道部下水道課とし局に統合水道課を営業課とする。	継続		組織の活性化の確立	継続

○ 施策内容3 市民サービスの向上

区分	従 前 計 画			➡	中 間 見 直 し 改 訂		
	主要施策	アクションプラン	主 な 経 過		方 向 性	主 要 施 策	ア ク シ ョ ン プ ラ ン
施策3 向上 市民サービスの	お客様サービスの向上	苦情処理の一元化とデータ蓄積（GIS（地理情報システム）を活用したデータベースの作成）	水道管路管理システム構築業務委託完了後に向け、データ等の蓄積	継続	市民サービスの向上	苦情処理の一元化とデータ蓄積（GIS（地理情報システム）を活用したデータベースの作成）	継続
		利用者ニーズの把握		継続		利用者ニーズの把握	継続
		納付方法の拡大		新規		コンビニ収納の導入	新規
	水道事業に関する広報	積極的な情報の提供	水道週間 水道だよりの発行 市ホームページへの掲載による情報提供	継続	水道事業に関する広報	積極的な情報の提供	継続

○ 施策内容4 環境・エネルギー対策

区 分	従 前 計 画			➡	中 間 見 直 し 改 訂		
	主要施策	アクションプラン	主 な 経 過	方 向 性	主 要 施 策	ア ク シ ョ ン プ ラ ン	
施 策 3 ル ー ギ ー 対 策 環 境 ・ エ ネ	省エネ型システム	電気・機械整備等の省エネルギー型への計画的な更新		継続	省エネ型システム	電気・機械整備等の省エネルギー型への計画的な更新	継続
	有効率の向上		老朽管等の更新による漏水防止対策の実施	継続	有効率の向上		継続

参考資料 3

平成22年度末配水管管種別延長

	鑄鉄管	ダクティル鑄鉄管			鋼管	石綿セメント管	硬質塩化ビニル管	ポリエチレン管		その他	合計	備考	
		耐震管	K形管	A形管				配水用ポリ	その他				
むつ上水	213	74,339	25,308	145,843	1,214	3,190	404	253	30,525	1,655	282,944	耐震管 99,900 m	
	(0.08)	(26.27)	(8.94)	(51.54)	(0.43)	(1.13)	(0.14)	(0.09)	(10.79)	(0.59)	(100.00)	管種別構成比率	
川内	上水	511	1,050	7,631	8,629		3,843		2,972	366	25,002	耐震管 8,681m	
	簡水			1,100	954	102	698	16,505		53	419	耐震管 1,100m	
	計	511	1,050	8,731	9,583	102	698	20,348		3,025	785	耐震管 9,781 m	
		(1.14)	(2.34)	(19.47)	(21.38)	(0.23)	(1.56)	(45.38)		(6.75)	(1.75)	(100.00)	管種別構成比率
大畑	上水		2,219	665	7,092	151		40,236	265	5,337	360	56,325	耐震管 3,149m
	簡水			8	70			126	4,018			4,222	耐震管 4,026m
	計		2,219	673	7,162	151		40,362	4,283	5,337	360	60,547	耐震管 7,175 m
			(3.66)	(1.11)	(11.83)	(0.25)		(66.66)	(7.07)	(8.82)	(0.60)	(100.00)	管種別構成比率
脇野沢簡水		2,722	235	6,324	198	823	13,594			7,882	31,778	耐震管 2,957 m	
		(8.57)	(0.74)	(19.90)	(0.62)	(2.59)	(42.78)			(24.80)	(100.00)	管種別構成比率	
総計	724	80,330	34,947	168,912	1,665	4,711	74,708	4,536	38,887	10,682	420,102	耐震管 119,823 m	
	(0.17)	(19.12)	(8.32)	(40.21)	(0.40)	(1.12)	(17.78)	(1.08)	(9.26)	(2.54)	(100.00)	管種別構成比率	

○ 耐震化率（耐震管及び耐震性が認められるダクティル鑄鉄管K形管、配水用ポリエチレン管を含む。）

- ◇ むつ地区 総延長 282,944 m 耐震管延長 99,900 m 耐震化率 35.31%（前年度比-0.3%）
- ◇ 川内地区 総延長 44,833 m 耐震管延長 9,781 m 耐震化率 21.82%（前年度比 7.5%）
- ◇ 大畑地区 総延長 60,547 m 耐震管延長 7,175 m 耐震化率 11.85%（前年度比 0.22%）
- ◇ 脇野沢地区 総延長 31,778 m 耐震管延長 2,957 m 耐震化率 9.31%（前年度比 0.75%）
- ◇ 総計 総延長 420,102 m 耐震管延長 119,823 m 耐震化率 28.52%（前年度比 0.88%）

参考資料4

計画期間中の水道事業財政状況

収益的収支及び資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度		20年度 (決算)	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計 (20~29年)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益			1,326,749	1,384,582	1,417,940	1,419,312	1,400,611	1,390,023	1,416,637	1,405,490	1,411,073	1,399,662	13,972,079	
	(1) 料 金 収 入			1,319,483	1,376,520	1,409,752	1,412,778	1,390,449	1,379,821	1,406,394	1,395,207	1,400,750	1,389,298	13,880,452	
	(2) そ の 他			7,266	8,062	8,188	6,534	10,162	10,202	10,243	10,283	10,323	10,364	91,627	
	2. 営 業 外 収 益			159,267	166,931	145,569	178,584	112,560	119,602	120,110	126,625	127,891	131,879	1,389,018	
	(1) 補 助 金			105,394	145,857	143,876	178,209	108,956	115,998	116,506	123,021	124,287	128,275	1,290,379	
	(2) そ の 他			53,873	21,074	1,693	375	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604	98,639
	収 入 計 (A)			1,486,016	1,551,513	1,563,509	1,597,896	1,513,171	1,509,625	1,536,747	1,532,115	1,538,964	1,531,541	15,361,097	
	1. 営 業 費 用			1,099,310	1,152,971	1,157,983	1,233,531	1,162,339	1,203,646	1,222,304	1,146,034	1,191,513	1,152,059	11,721,690	
	(1) 職 員 給 与 費			316,615	292,446	291,872	340,052	344,605	346,383	348,171	348,998	350,923	352,864	3,332,929	
	(2) 修 繕 費			46,365	51,590	52,430	104,180	58,036	56,845	52,601	59,866	60,850	62,482	605,245	
(3) 動 力 費			46,073	44,930	45,226	51,247	49,271	49,764	50,261	50,765	51,273	51,786	490,596		
(4) 減 価 償 却 費			493,494	524,464	527,805	517,450	492,179	527,327	545,223	465,598	506,953	465,502	5,065,995		
(5) そ の 他			196,763	239,541	240,650	220,602	218,248	223,327	226,048	220,807	221,514	219,425	2,226,925		
2. 営 業 外 費 用			335,272	297,781	275,657	267,140	261,563	267,608	271,289	272,921	272,176	270,971	2,792,378		
(1) 支 払 利 息			301,806	297,159	275,035	264,331	260,941	266,986	270,667	272,299	271,554	270,971	2,751,749		
(2) そ の 他			33,466	622	622	2,809	622	622	622	622	622	622	0	40,629	
支 出 計 (B)			1,434,582	1,450,752	1,433,640	1,500,671	1,423,902	1,471,254	1,493,593	1,418,955	1,463,689	1,423,030	14,514,068		
経 常 損 益 (A)-(B) (C)			51,434	100,761	129,869	97,225	89,269	38,371	43,154	113,160	75,275	108,511	847,029		
特 別 利 益 (D)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (E)			2,552	3,359	2,830	2,564	2,369	2,375	2,381	2,387	2,393	2,399	25,609		
特 別 損 益 (D)-(E) (F)			△ 2,552	△ 3,359	△ 2,830	△ 2,564	△ 2,369	△ 2,375	△ 2,381	△ 2,387	△ 2,393	△ 2,399	△ 25,609		
当年度純利益(又は純損失) (C)+(F) (G)			48,882	97,402	127,039	94,661	86,900	35,996	40,773	110,773	72,882	106,112	821,420		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (H)			322,546	276,851	276,851	234,353	239,504	176,778	154,489	208,248	157,397	181,974			
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			235,900	196,100	229,500	601,000	1,077,000	913,800	810,100	699,200	738,800	518,300	6,019,700	
	2. 他 会 計 出 資 金			36,246	40,482	47,119	0	0	0	71,300	0	0	0	195,147	
	3. 他 会 計 補 助 金			9,047	1,483	1,306	0	0	0	0	0	0	0	11,836	
	4. 他 会 計 負 担 金			4,831	4,578	4,779	67,090	65,897	69,942	71,632	73,375	75,173	77,891	515,188	
	5. 国(都道府県)補助金			0	0	0	54,978	70,791	107,849	130,729	129,290	188,447	166,600	848,684	
	6. そ の 他			105,497	7,386	5,439	1,596	0	0	0	0	0	0	119,918	
	計 (I)			391,521	250,029	288,143	724,664	1,213,688	1,091,591	1,083,761	901,865	1,002,420	762,791	7,710,473	
	1. 建 設 改 良 費			113,447	137,970	300,810	757,588	1,165,955	1,040,757	1,030,640	846,539	945,500	703,104	7,042,310	
	2. 企 業 債 償 還 金			862,626	823,646	656,054	662,297	645,584	631,690	614,889	609,797	617,939	649,400	6,773,922	
	3. 他 会 計 へ の 支 出 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計 (J)			976,073	961,616	956,864	1,419,885	1,811,539	1,672,447	1,645,529	1,456,336	1,563,439	1,352,504	13,816,232		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (I)-(J) (K)			584,552	711,587	668,721	695,221	597,851	580,856	561,768	554,471	561,019	589,713	6,105,759		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			485,914	571,087	518,479	528,628	469,680	452,479	483,917	480,319	414,970	492,166	4,897,639	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額			93,268	134,183	135,954	137,159	81,749	98,722	63,062	57,014	123,733	81,535	1,006,379	
	3. 繰 越 工 事 資 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他			5,370	6,317	14,288	29,434	46,422	29,655	14,789	17,138	22,316	16,012	201,741	
計 (L)			584,552	711,587	668,721	695,221	597,851	580,856	561,768	554,471	561,019	589,713	6,105,759		
補 て ん 財 源 不 足 額 (K)-(L) (M)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 借 入 金 残 高			11,948,856	11,948,386	11,521,832	11,460,535	11,891,951	12,174,061	12,369,272	12,458,675	12,579,536	12,448,436			

用語説明

【あ行】

●アクションプラン・・・P1, 2, 4, 10～24

戦略や改革の具体的な施策。

水道ビジョンでは、10年間の中期プランの中で施策の優先順位をもとに、どのような手順で何に手を着けるかという道筋をおおまかに設定している。

●アセットマネジメント・・・P2

投資家から委託された金融資産を効率的に管理・運用すること。

水道事業では、水道施設の機能や資産の状態を客観的に診断し、それらの資産を効率よく管理運営することにより、リスク、コストを最小化するとともに水道サービスを最大化する効率的な事業運営を提案すること。

●オンライン・・・P21

コンピューターネットワークにおいては、コンピューターが当該ネットワークに接続されており、ネットワークを通じてサービスを受けられる状態をいう。

【か行】

●簡易水道（かんいすいどう）・・・P2, 4, 5, 8, 9, 14, 15, 20, 21,

計画給水人口が5,000人以下の水道。

●簡易水道統合整備事業（かんいすいどうとうごうせいびじぎょう）・・・P2, 4, 5, 8, 14, 15, 20, 21

川内地区の1上水道施設、7簡易水道施設と脇野沢地区の2簡易水道施設を川内地区に建設する浄水場に統合する事業であり、平成21年度に厚生労働省から簡易水道統合計画の承認を受け、国庫補助事業の採択を受けることが可能となり、平成22年3月に県知事より統合整備のための水道事業変更認可を受け、平成23年度より平成31年度までの計画で国庫補助事業による継続事業として整備を進めている。

●管末水質検査（かんまつすいしつけんさ）・・・P9

管末水質検査は、水道法及び同法施行規則において、配水系統ごとに採水箇所を1地点以上を選定し、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を毎日実施することが定められている。

むつ市では、各浄水場の配水系統ごとに20箇所の給水栓を選定し、検査を行っています。

この他に、1ヶ月に1回行う検査、3ヶ月に1回行う検査や1年に1回以上行う検査があり、検査結果はホームページなどで公表している。

●基幹管路（きかんかんろ）・・・P17, 20

需用者の需要に応じて水道水を送るために布設されている配水管のうち、最も重要な配水管路のことをいう。

●企業債（きぎょうさい）・・・P8, 21, 25

地方公営企業が行う施設の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。

一般的に言えば借入金であり、国や地方公共団体金融機構などより借り入れる。

●企業債償還金（額）（きぎょうさいしょうかんきん）・・・P8, 21, 25

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額又は一定期間に支出する元金償還額の総額をいい、地方公営企業の経理上、資本的支出として整理される。

●起債（きさい）・・・P25

地方公共団体・企業などが財政資金や事業資金を調達するために債権を発行すること。

●給水拠点（きゅうすいきょてん）・・・P11, 18

震災時等において給水タンク車などに補給（給水）の役割を担うための配水池や耐震貯水槽などをいう。

- **給水装置** (きゅうすいそうち)・・・P9
道路内に埋めてある配水管から分岐し、各家庭に引き込まれている給水管から蛇口までをいう。(水抜栓や給湯器などが含まれる。)
- **給水人口** (きゅうすいじんこう)・・・P6, 15
給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。
- **給水原価** (きゅうすいげんか)・・・参考資料1
水道水を製造し使用者に届けるのにかかる1 m³当たりの経費。
- **行財政改革** (ぎょうざいせいかいかく)・・・P12, 22
政府や地方自治体の行政機関において組織や機能、制度などを改革すること。コスト削減やサービスの向上などを目的としている。
- **供給単価** (きょうきゅうたんか)・・・参考資料1
料金として受け取る有収水量1 m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの。
- **緊急遮断弁** (きんきゅうしゃだんべん)・・・P5, 6, 8, 9, 11, 17, 18
地震や管路の破裂などの異常を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重又は油圧や圧縮空気などを利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ。
作動することにより配水池などの水を一時的に貯留することができる。
- **緊急避難場所** (きんきゅうひなんばしょ)・・・P18
むつ市地域防災計画(平成19年度修正)に示されている、大規模地震などが発生した場合に住民の生命、身体を保護するために選定された避難場所をいう。
- **減価償却費** (げんかしょうきやくひ)・・・P8, 25
固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続きを減価償却といい、この処理又は手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。
- **公営企業** (こうえいきぎょう)
地方公共団体が、直接、社会公共の利益を目的として経営する企業の総称をいう。水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業など。
- **口径別料金** (こうけいべつりょうきん)・・・P20
各需要者の給水管や水道メータの大小、もしくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設けるものであり、むつ市では、メータの口径別に定めている。

【さ行】

- **G I S** (じーあいえす)・・・P11, 12, 19, 23
地理情報システムの略。
地理情報システムは、コンピューター上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステム。
- **自家用電気工作物** (じかようでんきこうさくぶつ)・・・P9
水道施設で使用される電気工作物は、通常、電気事業法により自家用電気工作物に位置づけられる。その保安管理は、施設の設置者自身に自己責任の原則に基づく自主管理体制を義務づけている。
高圧受電設備や低圧受電であっても10kw以上のディーゼル機関などの非常用自家用発電設備などが該当する。
- **支払利息** (しはらいりそく)・・・P8, 25
企業債などの借入金について支払う利息。

● **収益的収支**（しゅうえきてきしゅうし）・・・P8

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出をいう。
収益的収入には水道料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には、水道水を造ったり、他の団体から水道水を購入したり、施設を維持管理するために必要な人件費、修繕費や企業債利息、更には資産の取得に伴う減価償却費などのように現金支出を伴わない経費も含まれる。

● **水管橋**（すいかんきょう）・・・P16

河川などを横断するとき設ける管路専用の橋。
管自体の強度と剛性を利用するパイプビーム形式、補剛材と組み合わせて剛性を高める補剛形式、管とは別に橋桁を架けその上に管をのせる添架形式がある。添架形式のうち道路橋などに併設されたものは橋梁添架管という。

● **水質基準に関する省令**（すいしつきじゅんにかんするしょうれい）・・・P2

水道法に基づく水質基準は、水質基準に関する省令により定められている。
水道水は、水質基準（50項目）に適合するものでなければならず、水道事業体等に検査の義務が課されている。
また、毎年、水質検査計画を策定し、需用者に情報提供することとなっている。

● **水道管路管理システム**（すいどうかんろかんりしすてむ）・・・P5, 11, 19, 23

G I S（地理情報システム）を活用して、管路台帳、竣工図及び給水台帳などの各種台帳やデータをデジタル化してパソコン上で一元管理を行うことができるシステム。

● **水道週間**（すいどうしゅうかん）・・・P23

水道について、国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間で毎年6月1日から7日まで行われる。
むつ市では、上水道管理センターの開放や施設見学会、小学生の習字・ポスター展示会などを行っている。

● **水道だより**（すいどうだより）・・・P23

水道だよりは、年4回（2月、5月、8月、11月）発行しており、水道事業の予算や決算の状況や水質検査の結果などを掲載し、水道事業の情報公開に向けた取組を行っている。

● **水道ビジョン**（すいどうびじょん）・・・P1, 2, 4, 25

水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、すべての水道関係者が共通目標をもって、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したもの。
国により平成16年度に策定され、平成20年度に第1回目の改定がされている。
地域水道ビジョンは本水道ビジョンを受けて各事業体が定めるものである。

● **水道法改正**（すいどうほうかいせい）・・・P2

昭和32年（1957年）に水道法が制定されて以来、水道事業は原則として地方公共団体が経営するものとされていたが、平成14年（2002年）4月施行の水道法改正では、責任体制も含めた形での水道施設の技術的な管理業務の第三者（他の市町村や民間事業者）への委託が制度化された。この他、改正水道法の概要としては、

- ①水道事業の広域化による管理体制の強化
 - ②自家用水道への水道法適用
 - ③ビルなどの貯水槽水道の管理の充実
 - ④水道使用者に対する情報提供の充実
- などがあげられる。

● **水道モニター制度**（すいどうもにたーせいど）・・・P23

水道事業として、「市民が何を求めているか」、「市民の要望にどう答えていくか」を模索するため、給水区域内の水道使用者から一般公募して、水道に対しての意見や感想などを述べてもらう制度。

● **水道料金調定システム** (すいどうりょうきんちょうていしすてむ)・・・P21

水道メータの検針、料金の調定、口座振替や納付書の発行など各種業務全般の効率化を実現するためのシステム。

● **洗管工事** (せんかんこうじ)・・・P15

古くなった配水管や赤水などが発生する配水管内を消火栓や特殊ウレタン製のビッグを管内に入れ、圧力水で管内のサビや汚れを取り除く作業のことをいう。

● **損益勘定留保資金** (そんえきかんじょうりゅうほしきん)・・・P25

資本的収支の補てん財源のひとつで、当年度損益勘定留保資金と、過年度損益勘定留保資金に区分される。当年度損益勘定留保資金とは、当年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費（現金支出を伴わない除却費）などの計上により企業内部に留保される資金をいう。過年度損益勘定留保資金とは、前年度以前に発生した損益勘定留保資金である。

【た行】

● **第三者委託** (だいさんしゃいたく)・・・P2

水道事業の設置者などは、水道施設の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者又はその業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができるものとされている。

この委託した業務の範囲内においては、委託者である水道事業者等は水道法上の責務について適用除外され、受託した水道管理業務委託者がその責務を負うこととなるが、給水義務等の責任は水道事業者固有の責任であり、受託者が原因でこれらの責任を果たさない場合であっても、水道事業者がその責任を負うことになる。

● **耐震（緊急）貯水槽** (たいしんちょすいそう)・・・P5, 6, 11, 18

地震対策として応急給水や消火用水を確実にするために、地震時の外圧などに対し、十分な耐震、耐圧設計によって設置された飲料水を貯留する施設。

小学校のグラウンドや公園などの広域的な避難場所の地下に設置すると効果的である。

● **耐震管** (たいしんかん)・・・P11, 17

ダクタイル鋳鉄管の接続部（継手）には、管路全体を構成する上でとても重要な役割が求められる。

地震や軟弱地盤での沈下変動が生じたとき、地盤の強制変形力に逆らわずに、継ぎ手の構造で順応させるという役割であり、その中でも耐震性能に優れた継手構造をもつ管を耐震管と呼んでいる。

耐震管は管路構成上から鎖構造管路に分類され、大きな伸縮量と離脱防止機能を有している。

耐震管には、このほか配水用ポリエチレン管などがある。

● **ダクタイル鋳鉄管** (だくたいるちゅうてつかん)・・・P17

ダクタイル鋳鉄管は、鋳鉄に含まれる黒煙を球状化させたもので、鋳鉄管に比べ強度や靱性（材料の粘り強さ）に富んでいる。内面がモルタルやエポキシ樹脂などでライニングされているため錆に強い。

● **直結給水** (ちょっけつきゅうすい)・・・P11, 15

配水管から給水装置の末端である蛇口まで受水槽などを經由せず、自然圧で直接給水する方式。

● **貯水槽水道** (ちょすいそうすいどう)・・・P15

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水を水源とするもの。

受水槽の容量が10^{m³}を超える簡易専用水道や受水槽の容量が5^{m³}を超え、10^{m³}以下の小規模受水槽水道や受水槽の容量が5^{m³}以下の水道をいう。

● **データベース**・・・P12, 23

特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

● **独立採算制**（どくりつさいさんせい）・・・P12

私企業で、各部門がそれぞれ独立に自己の収支で採算がとれるように経営させる方式。
水道事業では、地方公営企業法により、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと定めてある。

【は行】

● **PFI**（ピーエふあい）・・・P2

公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
官民の適切な役割分担に基づき、民間の資金・経営能力・技術力を活用して、安くて優れた品質の公共サービスの提供を目的としている。

● **配水管**（はいすいかん）・・・P5, 15, 18, 24

浄水場で作られた水道水を安全かつ円滑に需用者に送るために設置された水道管。
この配水管は管網計算など合理的な計画のもとに配置されている。

● **配水池**（はいすいち）・・・P5, 6, 11, 17, 18

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。

● **配水量**（はいすいりょう）・・・P7

配水池、配水ポンプ等から配水管に送り出された水量。
1日に出た配水量のうち年間最大のものを1日最大配水量といい、1年間の平均したものを1日平均配水量という。

● **非常用発電設備**（ひじょうようはつでんせつび）・・・P2, 5, 11, 17, 21

非常用発電設備は、停電に伴って生ずる減断水や施設運用上の支障をできる限り低減させるため、必要な電源を確保することを目的として設置する設備である。
むつ市では、施設の容量に併せてディーゼル機関を利用した非常用発電機を設置している。

● **表流水**（ひょうりゅうすい）・・・P24

一般に河川水、湖沼水の事をいう。水利用の観点から地下水に対していう。

● **負荷率**（ふかりつ）・・・参考資料1

1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合を示したもの。

● **普及率**（ふきゅうりつ）・・・P6

水道普及率は現状における給水人口と行政区域内人口の割合。
給水普及率は計画給水人口における人口のうち現状の給水人口との比で、水道普及率とは異なる。

【ま行】

● **むつ市水道料金等審議会**（むつしすいどうりょうきんとうしんぎかい）・・・P20

むつ市水道事業給水条例に定める水道料金等の額について審議するために条例により定められた審議会。
水道料金等の額を改定しようとするときは、あらかじめ料金の額について審議会の意見を聞かなければならない。

● **むつ市長期総合計画**（むつしちょうきそうごうけいかく）・・・P1

本計画は、むつ市のまちづくりを推進していくための「基本構想」と、その目標達成に向けた主要施策を示した「基本計画」及びその計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成されており、基本構想の計画の期間は、平成19年度から平成28年までの10年間となっており、また、基本計画はの目標年度を平成19年度から平成23年度とし、前期と後期の各5カ年に分けてまちづくりの指針を示している。

● **むつ市地域防災計画**（むつしちいきぼうさいけいかく）・・・P19

むつ市の地域に係る地震・津波、水害などの防災対策に対し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的に定められた計画。

【や行】

● **有形固定資産**（ゆうけいこていしさん）・・・P25

固定資産のうち、物としての実体をもつもので、無形固定資産に対する名称。これには、土地のように毎月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、構築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却が行われない建設仮勘定がある。償却にあたっては、残存価額は帳簿原価10%、水道事業においては定額法を用い、減価償却累計額勘定を設定することとされている。

● **有効率**（ゆうこうりつ）・・・P2, 13, 24

総配水量から漏水量などを除いた有効水量の総配水量に占める割合。

● **有収水量**（ゆうしゅうすいりょう）・・・P5～7

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。
料金水量、他水道事業への分水量などがある。

● **有収率**（ゆうしゅうりつ）・・・P7, 24

有収水量を配水量で除したもの（%）で、料金徴収の対象になった水量の率。

● **用途別料金**（ようとべつりょうきん）・・・P20

水道の使用用途（例：家庭用、営業用、浴場用、工場用等）に応じて料金格差を設ける。

【ら行】

● **ライフライン**・・・P8, 11, 23

本来の命綱、生命線（頼みの綱）という意味から派生し、電気、ガス、水道など、市民生活に必要なものをネットワーク（ライン）により供給する施設又は機能のこと。
これらに通信や輸送を加える場合もある。

● **老朽管更新事業**（ろうきゅうかんこうしんじぎょう）・・・P8, 17

水道管布設後、相当の年数が経ち、古くなり機能が低下している管を、新しい管に取り替える事業。



ムッシュ・ムチュランⅠ世 マダム・ムチュリー

むつ市水道ビジョン

第1回中間年度見直版

平成24年3月

編集・発行 むつ市公営企業局
〒035-0081
青森県むつ市並川町26番1号
TEL 0175-28-4455